

令和6年1月より産前産後期間の国民健康保険税が免除されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者（妊産婦）の方が対象となります。妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の免除期間

- 対象となる方について、その年度に納める国民健康保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）までの4ヶ月相当分が世帯の納付額から減額されます。
- 多胎妊娠（2人以上の赤ちゃんを同時に妊娠）の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	出産予定月	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後	
単胎の方				■				(4ヶ月相当)
多胎の方	■	■	■	■	■	■		(6ヶ月相当)

※対象となる方の分について産前産後期間相当分の所得割額と均等割額が年額から減額されます。
賦課限度額を超えている世帯については、減額されない場合があります。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、国民健康保険税が減額されます。

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
			■		■	

※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の国民健康保険税が減額されます。
令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

■ …対象期間

届出に必要な書類

- ① 届出書（窓口にご用意しております） ※郵送でも受付しています。
- ② 母子健康手帳、医療機関が発行する証明書、死産証明書、死胎火葬許可証など
- ③ 窓口に来る方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要です。

届出先

石岡市役所 生活環境部保険年金課 国保担当
〒315-8640 石岡市石岡一丁目1番地1
TEL：0299-23-1111

